

## 第1章 医療法

### 7 - (1) 巡回診療所開設許可申請

1 事 案	<p>県立保健所管内で下記の何れかに該当する巡回診療・健診を行う場合、予め本申請を行う。</p> <p>(1) 医師・歯科医師でない県外の者が巡回診療・健診を行う場合</p> <p>(2) 法人開設の医療機関が研究目的に採血調査等の巡回診療を行う場合</p>
2 根拠法令	<p>法7条1項、則1条の14第1項</p> <p>通知(巡回診療：S37.6.20医発554号、巡回健診：H7.11.29健政発927号)</p>
3 提出宛名	<p>知事(保健所長経由、但、複数の県立保健所管轄地域で行う場合は医療政策課へ直接提出)</p>
4 提出部数	<p>2部</p>
5 添付書類	<p>(1) 医療従事者の免許証写<sup>*1</sup>(医師資格証の写しは不可)</p> <p>(2) 医師、歯科医師の履歴書(担当診療科名を記載する)</p> <p>(3) 管理者については臨床研修修了登録証(対象者のみ)の写<sup>*1・2</sup></p> <p>(4) (移動診療施設を利用する場合のみ)移動診療施設の構造概要及び平面図<sup>*3</sup></p> <p>(5) (エックス線機器搭載車を使用する場合)放射線に係る測定結果</p> <p>(6) (開設者が県外法人の場合)定款又は寄附行為、登記履歴事項全部証明書(写)</p> <p>(7) (開設者が地方公共団体の場合)条例</p> <hr/> <p>*1：原本照合 免許証原本を持参し保健所で原本照合を行うか、免許証裏面に原本と相違ない旨・原本照合日・法人理事長等氏名を記載する。</p> <p>*2：管理者要件 平成16年4月1日以降に医師免許申請をした医師、又は平成18年4月1日以降に歯科医師免許申請をした歯科医師が管理者となる場合のみ臨床研修修了登録証写が必要。なお、臨床研修施設の臨床研修修了証による代用は不可。</p> <p>*3：建物の構造及び平面図</p>
6 事務処理	<p>收受 - 起案 - 決裁 - 進達 - 許可指令の交付</p>
7 手数料	<p>県証紙 18,000円</p>
8 審査要領	<p>(1) 申請書の誤記・記入もれ、添付書類の不備、手数料の過不足・不正使用はないか。</p> <p>(2) 従業者の定員欄に記載された人員数と添付の免許証写数に相違ないか。</p> <p>(3) 実施計画は概ね3～6ヶ月の範囲内であるか。</p> <p>(4) 巡回診療・健診の場所が届出を受けた保健所の管轄地域以外を含む場合は医療政策課に申請するよう指導すること。</p> <p>(5) 巡回診療・健診を開始する2週間前には申請を受け、医療政策課に進達すること。</p> <p>*本申請に際し、兼任管理許可申請、開設届、廃止届の提出は不要。</p>



8	建物の構造概要及び平面図	別添のとおり（移動診療施設を利用する場合のみ添付）	
9	歯科医業を行う場合の設備	（ ）	
10	定款・寄附行為又は条例の写	別添のとおり	
11	開設の予定年月日又は期間	別添のとおり	
12	当該診療に係る連絡先		
13 当該診療に係る実施計画書			
	実施予定日	実施場所	従事する医師
			当該診療の内容 又は 健診項目

- \* 実施計画は診療（健診）の予定日ごとに記入すること。
- \* 実施場所には、巡回診療又は巡回健診を行う住所並びに会場となるフロアの階数まで記載すること。
- \* 従事する医師は、実施責任医師に氏名の前に「 」を記載すること。
- \* 添付する医師の履歴書には、当該医師の担当診療科名を記載すること。
- \* 医師が従事せずに診療放射線技師のみで健診を行う場合は、「従事する医師」の欄に（ ）書きで診療放射線技師の氏名を記載すること（診療放射線技師法第2条第2項：胸部撮影の場合）。